

## 精神障害に対する助成の一層の拡充を求める意見書

地域で暮らす精神障害者が増え、これらの人々が地域で安心して生活するためには所得の保障が求められます。北海道の重度心身障害者医療費助成制度では、2008年から精神障害者保健福祉手帳の1級該当者の通院を助成対象としてきました。しかし、働くことが難しく、所得の低い精神障害者にとっては十分とは言えません。

精神障害者は定期的な精神科の通院と服薬の継続が必要ですが、北海道では病院が偏在しており、また運賃割引制度も十分でないことから、精神科の通院だけでも多額の交通費が必要な者が多数います。さらに精神科受診の際にも窓口負担がかかることに加え、長年の服薬や加齢等から精神科以外の病気を患う者が多く、内科や整形外科、歯科などの他科を受診する者も数多い状況です。

収入の少ない精神障害者の中には高齢の親と同居し、物心ともに親に依拠して生活せざるを得ない者も多く、多額の医療費負担の軽減策は、当事者のみならず家族にとっても救済になります。障害を持つことによる苦しさだけでなく、多額の医療費負担にも苦しむ精神障害者を救済すべきです。

よって、北海道においては、身体・知的障害者と区別することなく、道の事業である重度心身障害者医療費助成制度を、精神障害者保健福祉手帳の1級該当者の入院及び2級該当者の通院・入院まで拡充するよう要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月20日

北海道名寄市議会

北海道議会議長 }  
北海道知事 } 宛